

# 「土砂災害による宅地等復旧」補助制度

自然災害により、住居家屋の裏山等から居住家屋（敷地）へ崩落した障害物の撤去や二次災害を防ぐための応急対策に係る費用や材料・機材リースの一部を補助する制度です。

## ■補助の対象者

- 居住している家屋（敷地）の所有者又は居住者
- 起因となった障害物の所有者

## ■事業対象

次の①及び②～④いずれかに該当する必要があります。

### ①自然災害によるもの

（※自然災害：雨量 80mm以上/1日、20mm以上/1時間 など）

- ②家屋の住居に要する部分に土砂等が堆積した場合
- ③住居に要する部分以外の土砂等の堆積であっても、家屋の構造に影響が及んでいる場合

自宅の裏山の被災に対し  
**障害物**などの費用の一部を補助します



## ■対象金の種類及び対象経費・上限額について 補助金額（補助率1/2）

ケース①家屋の住居に要する部分に土砂、倒木等の障害物が堆積し、除去が必要な者

**15万円（上限額）**

ケース②敷地内に土砂、倒木等の障害物が堆積し、家屋の構造に影響が及んでおり、除去が必要な者

**10万円（上限額）**

ケース③仮設物等対策（今後の二次災害を防ぐための対策）

**5万円（上限額）**

※補助金の額に端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。

※ケース①と②いずれかの土砂撤去と③の応急事業は併用できます。（最大20万円）

## ■補助金額（資機材の費用）

ケース④敷地内に土砂、倒木等の障害物が堆積し、除去する際に使用する重機のリース代や土嚢袋等の資機材、崩壊した法面を養生するためのブルーシートなどの資機材の費用 **10万円（上限額）**

※ケース①②③とケース④を重複して申請することはできません。

### 【補助金額の参考例】

■パターンA（家屋の住居に要する部分の土砂撤去）

・ケース① 14万5千円 × 1/2 = 7万2千5百円（千円未満切捨て）

●補助金額 7万2千円（申請者負担 7万3千円）

■パターンC（個人で重機等を手配し土砂撤去）

・ケース③ 重機リース 10万円

■パターンB（土砂撤去と応急対策）

・ケース②（土砂撤去）

10万円 × 1/2 = 5万円

・仮設物対策（防護柵・ブルーシート張り等）

10万円 × 1/2 = 5万円

※ケース② + 仮設物対策 = 10万円

■問い合わせ先

都市建設部 土木課 建設第2係 0982-22-7021  
北浦総合支所産業建設課 0982-45-4236

北方総合支所産業建設課  
北川総合支所産業建設課

0982-47-3609  
0982-46-5015